(二)　都道府県教育職員免許状再授与審査会
都道府県の教育委員会は、特定免許状失効者等に再び免許状を授与するに当たっては、あらかじめ、都道府県の教育委員会に置く都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴かなければならないこととした。（第二二条及び第二三条関係）

6　附則

(一)　教育職員免許法の特例
教育職員免許法の特例は、この法律の施行の日以後に児童生徒性暴力等を行ったことにより、特定免許状失効者等となった者に係る免許状の再授与について適用することとした。（附則第二条関係）

(二)　教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等の防止に関する措置の在り方、児童生徒等と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等について政府による検討の条項を設けることとした。（附則第七条関係）

(三)　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、データベースに係る規定は公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇関税法施行令等の一部を改正する政令（政令第一六三号）（財務省）

1　地域的な包括的経済連携協定（以下「ＲＣＥＰ協定」という。）における関税についての特別の規定による便益を適用する場合における、締約国原産品申告書等に関する所要の規定を整備することとした。（関税法施行令第六一条関係）

2　経済連携協定に基づく関税の緊急措置等の対象となる国際約束にＲＣＥＰ協定を追加することとした。（関税暫定措置法施行令第一〇条の二関係）

3　ＲＣＥＰ協定の締約国の税関当局から申告原産品が特定原産品であるか否かについての確認に資すると認められる情報の提供を求められたときに、財務大臣がその求めに応じなければならない期間等を定めることとした。（経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令第二条及び第四条～第六条関係）

4　この政令は、ＲＣＥＰ協定が日本国について効力を生ずる日から施行することとした。

法律

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和三年六月四日

内閣総理大臣　菅　義偉

法律第五十五号

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律

農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章　金融危機への対応（第九十七条―第百十条）」を「第七章　金融危機への対応（第九十七条―第百十条）
第七章の二　金融システムの安定を図るための農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置（第百十条の二―第百十条の十七）」に改める。

第一条中「関し、」を「係る」に、「措置等」を「措置並びに農林中央金庫の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置等」に改める。

第十五条中「、第七章及び第八章」を「及び第七章から第八章まで」に改める。

第三十四条中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、同条第八号中「貸付け」の下に「及び第百十二条の二の規定による資産の買取り」を加え、同号を同条第十号とし、同条中第七号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　第七章の二の規定による特別監視その他同章の規定による業務

第三十四条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の二を第四号とする。

第三十七条の見出し中「資料」を「報告又は資料」に改め、同条第一項中「行なう」を「行う」に、「資料」を「その業務又は財産の状況に関し報告又は資料」に改め、同条第二項中「資料」を「報告又は資料」に、「これを提出しなければ」を「報告又は資料の提出をしなければ」に改め、同条第三項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　機構は、その業務を行うため必要があるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

第四十条の二第二号を次のように改める。

二　第七十四条に規定する業務（第百十二条の二第一項の規定による資産の買取りに係るものに限る。）、第百一条第一項（第百十条の十四第五項において準用する場合を含む。）の規定による優先出資の引受け等に係る業務、第百七条第一項の規定による負担金の収納、第百十条の十二第一項の規定による資金の貸付け及び債務の保証に係る業務、第百十条の十七第一項の規定による特定負担金（同条第二項に規定する特定負担金をいう。第百六条、第百八条及び第百九条において同じ。）の収納並びに第百十二条の二第一項の規定による資産の買取りに係る業務並びにこれらの業務に附帯する業務

第六十五条第二項中「及び」を「合併等の円滑な実施に要すると見込まれる費用を含む。）及び」に改める。

第七十四条中「経営困難農水産業協同組合から」を「第七十七条第一項の規定による委託を受けて」に改め、同条第二号中「補てん」を「補塡」に改める。